



# 宮 崎 県 公 報

平成29年6月22日(木曜日)号外 第34号

発 行 宮 崎 県  
 印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
 K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
 購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

## 目 次

### 公 告

○公文書開示等の状況…………… (総務課) 1  
 ○個人情報保護制度の運用状況…………… ( “ ) 2  
 ○大規模小売店舗の新設に関する届出に対する市  
 町村の意見 (2件)…………… (商工政策課) 4  
 ○大規模小売店舗の変更に係る届出に対する市  
 町村の意見 (4件)…………… ( “ ) 4  
 ○職業訓練指導員試験の実施…………… (雇用労働政策課) 5

○土地改良区の役員の就退任の届出 (7件) …… (農村整備課) 6  
 ○入札公告……………10  
**公安委員会公告**  
 ○警備員等の検定の実施について……………11  
**選挙管理委員会告示**  
 ○平成27年宮崎県選挙管理委員会告示第55号の一  
 部訂正……………12  
**雑 報**  
 ○宮崎県市町村職員共済組合の平成28年度決算の  
 要旨……………13

## 公 告

宮崎県情報公開条例(平成11年宮崎県条例第36号)第26条の規定により、平成28年度における各実施機関の公文書の開示等の状況を次のとおり公表する。

平成29年6月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

### 1 公文書の開示請求の処理状況 (件)

| 請求書<br>受付<br>件数 | 決定等の内訳 |          |         |         |    |     | 合計    |
|-----------------|--------|----------|---------|---------|----|-----|-------|
|                 | 開示     | 部分<br>開示 | 不開<br>示 | 不存<br>在 | 却下 | 取下げ |       |
| 5,195           | 5,081  | 116      | 14      | 45      | 0  | 88  | 5,344 |

(注1) 1件の開示請求につき、当該請求の内容により複数の公文書が対象となり、それぞれの公文書について決定が行われた例があるため、請求書受付件数と決定等の内訳の合計は一致しない。

(注2) 決定等の内訳の不存在とは、公文書の不存在を理由に不開示の決定を行ったものをいう。

### 2 請求者の状況 (件)

| 区分 | 個人  | 法人その他の団体 | 計     |
|----|-----|----------|-------|
| 県内 | 404 | 4,104    | 4,508 |
| 県外 | 481 | 206      | 687   |
| 計  | 885 | 4,310    | 5,195 |

### 3 公文書の開示請求に対する実施機関別の処理状況 (件)

| 実施機関      | 決定<br>等<br>の<br>件<br>数 | 決定等の内訳 |                  |             |             |        |             |    |
|-----------|------------------------|--------|------------------|-------------|-------------|--------|-------------|----|
|           |                        | 開<br>示 | 部<br>分<br>開<br>示 | 不<br>開<br>示 | 不<br>存<br>在 | 却<br>下 | 取<br>下<br>げ |    |
| 知 事       | 総合政策部                  | 28     | 11               | 12          | 0           | 2      | 0           | 3  |
|           | 総 務 部                  | 62     | 45               | 10          | 0           | 7      | 0           | 0  |
|           | 福祉保健部                  | 134    | 100              | 21          | 4           | 4      | 0           | 5  |
|           | 環境森林部                  | 261    | 244              | 8           | 3           | 3      | 0           | 3  |
|           | 商工観光<br>労働部            | 29     | 20               | 7           | 0           | 1      | 0           | 1  |
|           | 農政水産部                  | 611    | 577              | 12          | 1           | 9      | 0           | 12 |
|           | 県土整備部                  | 3,628  | 3,550            | 21          | 1           | 6      | 0           | 50 |
|           | 関係部共管                  | 0      | 0                | 0           | 0           | 0      | 0           | 0  |
|           | 会計管理局                  | 2      | 2                | 0           | 0           | 0      | 0           | 0  |
|           | 小 計                    | 4,755  | 4,549            | 91          | 9           | 32     | 0           | 74 |
| 教 育 委 員 会 | 64                     | 38     | 11               | 5           | 6           | 0      | 4           |    |
| 選挙管理委員会   | 10                     | 2      | 4                | 0           | 3           | 0      | 1           |    |
| 人 事 委 員 会 | 0                      | 0      | 0                | 0           | 0           | 0      | 0           |    |
| 監 査 委 員   | 0                      | 0      | 0                | 0           | 0           | 0      | 0           |    |

|                        |       |       |     |    |    |   |    |
|------------------------|-------|-------|-----|----|----|---|----|
| 公 安 委 員 会              | 0     | 0     | 0   | 0  | 0  | 0 | 0  |
| 警 察 本 部 長              | 295   | 280   | 9   | 0  | 4  | 0 | 2  |
| 労 働 委 員 会              | 0     | 0     | 0   | 0  | 0  | 0 | 0  |
| 収 用 委 員 会              | 0     | 0     | 0   | 0  | 0  | 0 | 0  |
| 海 区 漁 業<br>調 整 委 員 会   | 0     | 0     | 0   | 0  | 0  | 0 | 0  |
| 内 水 面 漁 場<br>管 理 委 員 会 | 0     | 0     | 0   | 0  | 0  | 0 | 0  |
| 公 営 企 業 管 理 者          | 77    | 75    | 1   | 0  | 0  | 0 | 1  |
| 病 院 事 業 管 理 者          | 113   | 109   | 0   | 0  | 0  | 0 | 4  |
| 地 方 二 公 社              | 30    | 28    | 0   | 0  | 0  | 0 | 2  |
| 合 計                    | 5,344 | 5,081 | 116 | 14 | 45 | 0 | 88 |

4 不服申立ての件数

4 件

5 不服申立ての処理状況

| 不服申立ての案件                        | 実<br>施<br>機<br>関 | 不<br>服<br>申<br>立<br>て<br>の<br>年<br>月<br>日 | 公 文 書 開 示 審 査 会       |                       |                       | 不 服 申 立 て に 対 す る 決 定 等    |                            |
|---------------------------------|------------------|---|-----------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------------|----------------------------|
|                                 |                  |   | 諮<br>問<br>年<br>月<br>日 | 答<br>申<br>年<br>月<br>日 | 答<br>申<br>の<br>内<br>容 | 決<br>定<br>等<br>年<br>月<br>日 | 決<br>定<br>等<br>の<br>内<br>容 |
| 知事（人権同和対策課）が行った公文書不開示決定に対する審査請求 | 知事               | 平成28年8月22日                                | 平成28年12月22日           | -                     | -                     | -                          | -                          |
| 知事（人事課）が行った公文書不開示決定に対する審査請求     | 知事               | 平成28年9月5日                                 | -                     | -                     | -                     | -                          | -                          |

|                                  |       |             |            |   |   |            |    |
|----------------------------------|-------|-------------|------------|---|---|------------|----|
| 教育委員会（学校政策課）が行った公文書不開示決定に対する審査請求 | 教育委員会 | 平成28年9月21日  | 平成29年4月24日 | - | - | -          | -  |
| 知事（こども家庭課）が行った部分開示決定に対する審査請求     | 知事    | 平成28年11月28日 | -          | - | - | 平成29年1月13日 | 却下 |

6 県民情報センターの利用状況

| 利用者数  | 情報相談等 | 資料閲覧  | 資料貸出 |
|-------|-------|-------|------|
|       | 人 数   | 人 数   | 冊 数  |
| 3,469 | 1,637 | 1,100 | 191  |

宮崎県個人情報保護条例（平成14年宮崎県条例第41号）第52条の規定により、平成28年度における各実施機関の個人情報保護制度の運用状況を次のとおり公表する。

平成29年6月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保有個人情報の開示請求の状況

(1) 書面による開示請求

ア 書面による開示請求の処理状況 (件)

| 請求書受付件数 | 決定等の件数 | 決 定 等 の 内 訳 |      |     |     |    |     |
|---------|--------|-------------|------|-----|-----|----|-----|
|         |        | 開示          | 部分開示 | 不開示 | 不存在 | 却下 | 取下げ |
| 85      | 95     | 26          | 57   | 0   | 6   | 4  | 2   |

(注1) 1件の開示請求につき、当該請求の内容により複数の保有個人情報が対象となり、それぞれの保有個人情報について決定が行われた例があるため、請求書受付件数と決定等の件数は一致しない。

(注2) 決定等の内訳の不存在とは、保有個人情報の不存在を理由に不開示の決定を行ったものをいう。

イ 実施機関別の処理状況 (件)

| 実施機関 | 決定等の件数 | 決 定 等 の 内 訳 |      |     |     |    |     |
|------|--------|-------------|------|-----|-----|----|-----|
|      |        | 開示          | 部分開示 | 不開示 | 不存在 | 却下 | 取下げ |
| 議 会  | 0      | 0           | 0    | 0   | 0   | 0  | 0   |

|                |             |       |       |   |   |   |   |   |
|----------------|-------------|-------|-------|---|---|---|---|---|
| 知<br>事         | 総合政策部       | 0     | 0     | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
|                | 総 務 部       | 1     | 0     | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
|                | 福祉保健部       | 8     | 4     | 3 | 0 | 0 | 0 | 1 |
|                | 環境森林部       | 0     | 0     | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
|                | 商工観光<br>労働部 | 0     | 0     | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
|                | 農政水産部       | 2     | 2     | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
|                | 県土整備部       | 2     | 1     | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
|                | 関係部共管       | 0     | 0     | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
|                | 会計管理局       | 0     | 0     | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
|                | 小 計         | 13    | 7     | 4 | 0 | 0 | 0 | 2 |
|                | 教育委員会       | 17    | 15    | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| 選挙管理委員会        | 0           | 0     | 0     | 0 | 0 | 0 | 0 |   |
| 人事委員会          | 3           | 2     | 1     | 0 | 0 | 0 | 0 |   |
| 監査委員           | 0           | 0     | 0     | 0 | 0 | 0 | 0 |   |
| 公安委員会          | 0           | 0     | 0     | 0 | 0 | 0 | 0 |   |
| 警察本部長          | 57          | 0     | 51    | 0 | 2 | 4 | 0 |   |
| 労働委員会          | 0           | 0     | 0     | 0 | 0 | 0 | 0 |   |
| 収用委員会          | 0           | 0     | 0     | 0 | 0 | 0 | 0 |   |
| 海区漁業<br>調整委員会  | 0           | 0     | 0     | 0 | 0 | 0 | 0 |   |
| 内水面漁場<br>管理委員会 | 0           | 0     | 0     | 0 | 0 | 0 | 0 |   |
| 公営企業管理者        | 0           | 0     | 0     | 0 | 0 | 0 | 0 |   |
| 病院事業管理者        | 5           | 2     | 0     | 0 | 3 | 0 | 0 |   |
| 合 計            | 95          | 26    | 57    | 0 | 6 | 4 | 2 |   |
| 知<br>事         | 総合政策部       | 0     | 0     |   |   |   |   |   |
|                | 総 務 部       | 6     | 0     |   |   |   |   |   |
|                | 福祉保健部       | 15    | 32    |   |   |   |   |   |
|                | 環境森林部       | 2     | 0     |   |   |   |   |   |
|                | 商工観光<br>労働部 | 6     | 4     |   |   |   |   |   |
|                | 農政水産部       | 6     | 0     |   |   |   |   |   |
|                | 県土整備部       | 1     | 0     |   |   |   |   |   |
|                | 関係部共管       | 0     | 0     |   |   |   |   |   |
|                | 会計管理局       | 0     | 0     |   |   |   |   |   |
|                | 小 計         | 36    | 36    |   |   |   |   |   |
|                | 教育委員会       | 4     | 1,423 |   |   |   |   |   |
| 選挙管理委員会        | 0           | 0     |       |   |   |   |   |   |
| 人事委員会          | 11          | 246   |       |   |   |   |   |   |
| 監査委員           | 0           | 0     |       |   |   |   |   |   |
| 公安委員会          | 0           | 0     |       |   |   |   |   |   |
| 警察本部長          | 0           | 0     |       |   |   |   |   |   |
| 労働委員会          | 0           | 0     |       |   |   |   |   |   |
| 収用委員会          | 0           | 0     |       |   |   |   |   |   |
| 海区漁業<br>調整委員会  | 0           | 0     |       |   |   |   |   |   |
| 内水面漁場<br>管理委員会 | 0           | 0     |       |   |   |   |   |   |
| 公営企業管理者        | 0           | 0     |       |   |   |   |   |   |
| 病院事業管理者        | 3           | 10    |       |   |   |   |   |   |
| 合 計            | 54          | 1,715 |       |   |   |   |   |   |

## (2) 口頭による開示請求 (簡易開示) の実施状況 (件)

| 実施機関 | 該当<br>試験数 | 開示<br>件数 |
|------|-----------|----------|
| 議 会  | 0         | 0        |
|      |           |          |

(注) 簡易開示については、実施機関があらかじめ口頭により開示請求をすることができる保有個人情報を含め、告示したものが対象となるが、現在において当該保有個人情報は、各実施機関が実施する採用試験や資格試験などの各種試験の結果のみである。

- 2 保有個人情報の訂正請求の状況  
該当なし
- 3 保有個人情報の利用停止請求の状況

該当なし

- 4 不服申立ての件数  
1 件
- 5 不服申立ての処理状況

| 不服申立ての案件                            | 実<br>施<br>機<br>関 | 不<br>服<br>申<br>立<br>て<br>の<br>年<br>月<br>日 | 個人情報<br>保護審議会              |                            |                       | 不服申<br>立てに<br>対する<br>決定    |                       |
|-------------------------------------|------------------|---|----------------------------|----------------------------|-----------------------|----------------------------|-----------------------|
|                                     |                  |   | 諮<br>問<br>の<br>年<br>月<br>日 | 答<br>申<br>の<br>年<br>月<br>日 | 答<br>申<br>の<br>内<br>容 | 決<br>定<br>の<br>年<br>月<br>日 | 決<br>定<br>の<br>内<br>容 |
| 教育委員会（学校政策課）が行った保有個人情報不開示決定に対する審査請求 | 教育委員会            | 平成28年7月12日                                | 平成29年2月8日                  | -                          | -                     | -                          | -                     |

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成29年6月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）学園木花台商業施設  
宮崎市学園木花台西一丁目3番1
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日  
大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による届出  
大規模小売店舗の新設  
平成29年2月10日
- 3 意見の概要  
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間  
(1) 場所  
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター  
(2) 期間  
平成29年6月22日から平成29年7月24日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、延岡市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成29年6月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）ダイワロイヤル株式会社延岡貸店舗  
延岡市塩浜町一丁目1532番地1
  - 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日  
大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による届出  
大規模小売店舗の新設  
平成29年3月27日
  - 3 意見の概要  
意見なし
  - 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間  
(1) 場所  
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター  
(2) 期間  
平成29年6月22日から平成29年7月24日まで
- 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。
- 平成29年6月22日
- 宮崎県知事 河野俊嗣
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ながの家具宮崎店  
宮崎市江平東二丁目7番1 外8筆
  - 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日  
法第6条第1項の規定による届出  
大規模小売店舗の名称並びに大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更  
平成29年2月1日
  - 3 意見の概要  
意見なし
  - 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間  
(1) 場所  
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター  
(2) 期間  
平成29年6月22日から平成29年7月24日まで
- 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。
- 平成29年6月22日
- 宮崎県知事 河野俊嗣
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ながの家具宮崎店  
宮崎市江平東二丁目7番1 外8筆
  - 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日  
法第6条第2項の規定による届出  
大規模小売店舗内の店舗面積の合計及び大規模小売店舗の施設

の配置に関する事項の変更

平成29年2月1日

3 意見の概要

意見なし

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成29年6月22日から平成29年7月24日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、都城市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成29年6月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

生活協同組合コープみやざき都北店  
都城市都北町6400-1 外

2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日

法第6条第2項の規定による届出  
大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法に関する事項の変更  
平成29年3月15日

3 意見の概要

意見なし

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成29年6月22日から平成29年7月24日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、串間市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成29年6月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ニシムタ串間店  
串間市大字西方仮屋下5590番 外

2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日

法附則第5条第1項の規定による届出  
大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法に関する事項の変更  
平成29年5月22日

3 意見の概要

意見なし

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城

県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成29年6月22日から平成29年7月24日まで

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第30条第1項の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

平成29年6月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 実施職種

(1) 学科試験（関連学科及び指導方法）を実施する職種  
和裁科 建築科

(2) 学科試験のうち、指導方法について実施する職種  
全職種

2 試験科目

| 免許職種   | 学 科 試 験 の 科 目  |
|--------|--|
| 和 裁 科  | 1 指導方法<br>2 関連学科<br>(1) 系基礎学科<br>ア 裁縫知識（裁縫工程、裁縫用具、見積り）<br>イ 縫製法（縫製法、縫製用材料）<br>ウ 安全衛生（安全管理、衛生管理）<br>(2) 専攻学科<br>ア 和裁法（裁縫工程、和服の種類、裁縫法）<br>イ 被服学（被服史、被服論、被服科学、服装美学）                     |
| 建 築 科  | 1 指導方法<br>2 関連学科<br>(1) 系基礎学科<br>ア 建築工学（構造力学、建築構造、建築施工、測量、建築製図、関係法規）<br>イ 安全衛生（安全管理、衛生管理）<br>(2) 専攻学科<br>ア 建築設計（建築設計、設備設計、建築計画）<br>イ 施工法（建築施工法、建築工事、規く術、木材工作法、仕様及び積算）<br>ウ 材料（建築用材料） |
| その他の職種 | 指導方法   |

3 受験資格

(1) 受験資格は、次のとおりとする。

ア 法第44条第1項の技能検定に合格した者

イ 職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「省令」という。）第45条の2第2項第1号から第10号まで又は第3項第1号若しくは第2号に規定する者

ウ 省令第45条の2第2項第11号の規定による職業訓練指導員

試験の受験資格（昭和45年労働省告示第17号）又は省令第45条の2第3項第3号の規定による職業訓練指導員試験の受験資格（昭和63年労働省告示第38号）に規定する者

(2) (1)の規定にかかわらず、次に該当する者は、試験を受けることができない。

ア 成年被後見人又は被保佐人

イ 禁錮以上の刑に処せられた者

ウ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

4 試験の免除

| 免除を受けることができる者   | 免除の範囲  |
|---|--|
| 免許職種に関し、1級の技能検定又は単一等級の技能検定に合格した者  | 実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科   |
| 免許職種に関し、2級の技能検定に合格した者   | 実技試験の全部  |
| 職業訓練指導員免許を受けた者  | 学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科（当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）               |
| 免許職種に関し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者   | 実技試験の全部  |
| 職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者  | 学科試験のうち指導方法  |
| 免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあっては、学科試験のうち関連学科）に合格した者 | 学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあっては、学科試験のうち関連学科） |
| 職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者  | 学科試験のうち関連学科の系基礎学科（当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）                            |
| 免許職種に関し、応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練を修了した者   | 学科試験のうち関連学科  |
| 免許職種に関し、専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練を修了  | 学科試験のうち関連学科  |

|  |                         |
|--|-------------------------|
| した者  |                         |
| 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者 | 学科試験のうち関連学科             |
| 省令別表第11の3の免許職種の欄に掲げる免許職種について同表の試験の免除を受けることができる者の欄に掲げる者 | 省令別表第11の3の免除の範囲の欄に掲げる試験 |

5 試験期日

平成29年 8 月 28 日 (月曜日)

6 試験場所

宮崎県技能検定センター

宮崎市学園木花台西2丁目4番地3

7 受験申請の手続

(1) 提出書類

ア 職業訓練指導員試験受験申請書（以下「申請書」という。）及び前記3に掲げる受験資格を証する書類

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、前記4に掲げる者に該当することを証する書類

(2) 提出先

〒 880-8501 宮崎市橋通東2丁目10番1号

宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課

(3) 受付期間

平成29年7月7日（金曜日）から平成29年7月21日（金曜日）まで（郵送の場合は7月21日付けの消印のあるものまで有効とする。）

(4) 受験手数料 3,100円

（宮崎県収入証紙（消印はしないこと。）により納付すること。）

(5) 受験票

申請書を受理したときは、後日受験票を送付する。

8 合格通知

平成29年9月29日（金曜日）合格者に通知する。

9 その他

(1) 申請書は、宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課、県立産業技術専門校、各認定職業訓練校、宮崎県職業能力開発協会及び各事業組合等で交付する。

(2) 申請書の郵送を希望する者は、返信用封筒に宛先を明記の上、140円切手を貼り、宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課に申し込むこと。

(3) 試験について不明な点は、宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課（電話0985（26）7107）に問い合わせること。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、古城土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成29年6月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

| 役 名 | 氏 名   | 住 所             |
|-----|-------|-----------------|
| 理 事 | 長 友 浩 | 宮崎市古城町相ヶ迫4854番地 |

(任期：平成30年3月31日まで)

## 2 退任した役員

| 役 名 | 氏 名     | 住 所              |
|-----|---------|------------------|
| 理 事 | 貴 島 洋 一 | 宮崎市古城町時雨3699番地 2 |

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、時屋土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成29年6月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 1 就任した役員

| 役 名 | 氏 名     | 住 所              |
|-----|---------|------------------|
| 理 事 | 貴 島 武   | 宮崎市大字細江4744番地    |
| 理 事 | 野 崎 忠 善 | 宮崎市清武町船引4006番地 1 |
| 理 事 | 戸 高 厚   | 宮崎市古城町長田5849番地   |
| 理 事 | 高 橋 研 三 | 宮崎市大字細江3350番地    |
| 理 事 | 黒 田 和 夫 | 宮崎市古城町古城6193番地   |
| 監 事 | 杉 田 眞 敏 | 宮崎市古城町馬場田5956番地  |
| 監 事 | 貴 島 隆 敏 | 宮崎市大字細江4673番地    |

(任期：平成32年3月31日まで)

## 2 退任した役員

| 役 名 | 氏 名     | 住 所              |
|-----|---------|------------------|
| 理 事 | 貴 島 武   | 宮崎市大字細江4744番地    |
| 理 事 | 野 崎 忠 善 | 宮崎市清武町船引4006番地 1 |
| 理 事 | 戸 高 厚   | 宮崎市古城町長田5849番地   |
| 理 事 | 高 橋 研 三 | 宮崎市大字細江3350番地    |
| 理 事 | 川 越 廣 海 | 宮崎市古城町時雨3738番地   |
| 監 事 | 杉 田 眞 敏 | 宮崎市古城町馬場田5956番地  |
| 監 事 | 貴 島 孝 行 | 宮崎市大字細江4647番地    |

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、蒲牟田土地改良区（高原町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成29年6月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 1 就任した役員

| 役 名 | 氏 名     | 住 所              |
|-----|---------|------------------|
| 理 事 | 増 田 正 澄 | 高原町大字蒲牟田2680番地 3 |
| 理 事 | 外 村 和 美 | 高原町大字蒲牟田2921番地   |
| 理 事 | 中 村 学   | 高原町大字蒲牟田2874番地   |
| 理 事 | 田 中 勇 市 | 高原町大字蒲牟田3290番地 2 |
| 理 事 | 外 村 長 行 | 高原町大字蒲牟田2920番地   |
| 理 事 | 福 元 和 文 | 高原町大字蒲牟田1529番地   |
| 理 事 | 勝 吉 次 男 | 高原町大字蒲牟田2791番地   |
| 理 事 | 飯 田 浩 二 | 高原町大字蒲牟田1842番地 2 |
| 監 事 | 今 西 良 成 | 高原町大字蒲牟田2795番地   |
| 監 事 | 田 上 長 昭 | 高原町大字蒲牟田2733番地 2 |

(任期：平成32年3月31日まで)

## 2 退任した役員

| 役 名 | 氏 名     | 住 所              |
|-----|---------|------------------|
| 理 事 | 今 西 行 男 | 高原町大字蒲牟田2751番地   |
| 理 事 | 今 西 達 雄 | 高原町大字蒲牟田2914番地 1 |
| 理 事 | 外 村 和 美 | 高原町大字蒲牟田2921番地   |
| 理 事 | 福 元 則 幸 | 高原町大字蒲牟田1528番地   |
| 理 事 | 中 村 学   | 高原町大字蒲牟田2874番地   |
| 理 事 | 飯 田 忠 明 | 高原町大字蒲牟田2732番地   |
| 理 事 | 田 中 勇 市 | 高原町大字蒲牟田3290番地 2 |
| 理 事 | 外 村 長 行 | 高原町大字蒲牟田2920番地   |
| 監 事 | 福 元 康 人 | 高原町大字蒲牟田2924番地   |

|     |         |                |
|-----|---------|----------------|
| 監 事 | 今 西 良 成 | 高原町大字蒲牟田2795番地 |
|-----|---------|----------------|

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、南俣土地改良区（高原町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成29年 6 月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

| 役 名 | 氏 名     | 住 所             |
|-----|---------|-----------------|
| 理 事 | 福 澤 修   | 高原町大字広原2091番地   |
| 理 事 | 吉 永 豊 文 | 高原町大字広原2087番地 2 |
| 理 事 | 入 佐 広 登 | 高原町大字広原1111番地   |
| 理 事 | 松 元 ノリ子 | 高原町大字広原4218番地   |
| 理 事 | 末 永 恵 治 | 高原町大字広原3346番地   |
| 理 事 | 川 原 万兵衛 | 高原町大字広原2050番地   |
| 理 事 | 重 信 喜一郎 | 高原町大字広原1198番地   |
| 理 事 | 大 丸 俊 治 | 小林市大字細野4664番地 4 |
| 監 事 | 末 永 長 幸 | 高原町大字広原3415番地ロ号 |
| 監 事 | 竹 下 和 孝 | 高原町大字広原 892番地 1 |

(任期：平成32年 3 月31日まで)

2 退任した役員

| 役 名 | 氏 名     | 住 所             |
|-----|---------|-----------------|
| 理 事 | 福 澤 修   | 高原町大字広原2091番地   |
| 理 事 | 吉 永 豊 文 | 高原町大字広原2087番地 2 |
| 理 事 | 竹 下 平 真 | 高原町大字広原 892番地 1 |
| 理 事 | 川 原 万兵衛 | 高原町大字広原2050番地   |
| 理 事 | 柚木脇 郁 生 | 高原町大字広原1357番地   |
| 理 事 | 下馬場 優   | 小林市細野4583番地 3   |
| 理 事 | 鶴 田 学   | 高原町大字広原4973番地 2 |
| 理 事 | 丸 山 勝   | 高原町大字広原4369番地   |
| 監 事 | 末 永 長 幸 | 高原町大字広原3415番地ロ号 |

|     |         |               |
|-----|---------|---------------|
| 監 事 | 吉 永 睦 男 | 高原町大字広原2086番地 |
|-----|---------|---------------|

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、湯之元土地改良区（高原町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成29年 6 月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

| 役 名 | 氏 名     | 住 所              |
|-----|---------|------------------|
| 理 事 | 栢 木 信 治 | 高原町大字蒲牟田5273番地   |
| 理 事 | 久保田 芳 人 | 高原町大字蒲牟田 288番地   |
| 理 事 | 黒 木 治 利 | 高原町大字蒲牟田6562番地 2 |
| 理 事 | 中 村 哲 男 | 高原町大字西麓1570番地 1  |
| 理 事 | 曾 山 義 成 | 高原町大字蒲牟田7585番地   |
| 理 事 | 福 元 照 雄 | 高原町大字蒲牟田7229番地   |
| 監 事 | 西 川 嘉 宏 | 高原町大字蒲牟田6444番地 1 |
| 監 事 | 新 地 和 廣 | 高原町大字蒲牟田5627番地 1 |

(任期：平成32年 3 月31日まで)

2 退任した役員

| 役 名 | 氏 名     | 住 所              |
|-----|---------|------------------|
| 理 事 | 栢 木 信 治 | 高原町大字蒲牟田5273番地   |
| 理 事 | 有 馬 国 徳 | 高原町大字蒲牟田6469番地   |
| 理 事 | 久保田 芳 人 | 高原町大字蒲牟田 288番地   |
| 理 事 | 竹之下 周 三 | 高原町大字蒲牟田7157番地   |
| 理 事 | 曾 山 文 彦 | 高原町大字蒲牟田 908番地54 |
| 理 事 | 木 田 健 造 | 高原町大字蒲牟田6384番地 2 |
| 監 事 | 西 川 嘉 宏 | 高原町大字蒲牟田6444番地 1 |
| 監 事 | 新 地 和 廣 | 高原町大字蒲牟田5627番地 1 |

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、船引土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。



平成29年6月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 1 就任した役員

| 役名 | 氏名    | 住 所              |
|----|-------|------------------|
| 理事 | 松田 貞夫 | 宮崎市清武町加納丙1377番地1 |
| 理事 | 妻木 和徳 | 宮崎市清武町船引7104番地ロ  |
| 理事 | 長友 典幸 | 宮崎市清武町船引6638番地   |
| 理事 | 田代 敏徳 | 宮崎市清武町船引7074番地3  |
| 理事 | 長友 和宏 | 宮崎市清武町船引7041番地   |
| 理事 | 黒木 宗男 | 宮崎市清武町船引7306番地1  |
| 理事 | 増田 光則 | 宮崎市清武町船引7112番地4  |
| 理事 | 長友 恵子 | 宮崎市清武町船引6813番地   |
| 理事 | 渡邊 裕司 | 宮崎市清武町船引6673番地   |
| 監事 | 黒木 政章 | 宮崎市清武町船引7261番地   |
| 監事 | 野崎 定政 | 宮崎市清武町船引1249番地   |

(任期：平成33年3月31日まで)

## 2 退任した役員

| 役名 | 氏名    | 住 所              |
|----|-------|------------------|
| 理事 | 長友 寛昭 | 宮崎市清武町船引7238番地   |
| 理事 | 妻木 和徳 | 宮崎市清武町船引7104番地ロ  |
| 理事 | 長友 典幸 | 宮崎市清武町船引6638番地   |
| 理事 | 田代 敏徳 | 宮崎市清武町船引7074番地3  |
| 理事 | 長友 和宏 | 宮崎市清武町船引7041番地   |
| 理事 | 黒木 宗男 | 宮崎市清武町船引7306番地1  |
| 理事 | 長友 良記 | 宮崎市清武町船引7137番地   |
| 理事 | 松田 貞夫 | 宮崎市清武町加納丙1377番地1 |
| 理事 | 長友 恵子 | 宮崎市清武町船引6813番地   |
| 理事 | 谷口 秀和 | 宮崎市清武町船引6626番地   |
| 監事 | 黒木 政章 | 宮崎市清武町船引7261番地   |

監 事 野 崎 定 政 宮崎市清武町船引1249番地

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、師々目土地改良区（都城市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成29年6月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 1 就任した役員

| 役名 | 氏名     | 住 所            |
|----|--------|----------------|
| 理事 | 相葉 雄三  | 都城市下長飯町1923番地2 |
| 理事 | 児玉 勲   | 都城市下長飯町740番地1  |
| 理事 | 畑中 健一  | 都城市下長飯町1508番地  |
| 理事 | 相葉 厚幸  | 都城市下長飯町789番地   |
| 理事 | 内村 充   | 都城市下長飯町1753番地  |
| 理事 | 安楽 正見  | 都城市下長飯町720番地   |
| 理事 | 吉川 隆司  | 都城市早鈴町1925番地2  |
| 監事 | 相葉 一夫  | 都城市下長飯町785番地1  |
| 監事 | 細山田 文博 | 都城市下長飯町1532番地1 |

(任期：平成33年4月5日まで)

## 2 退任した役員

| 役名 | 氏名    | 住 所            |
|----|-------|----------------|
| 理事 | 相葉 雄三 | 都城市下長飯町1923番地2 |
| 理事 | 坂元 正夫 | 都城市大岩田5726番地   |
| 理事 | 畑中 健一 | 都城市下長飯町1508番地  |
| 理事 | 相葉 厚幸 | 都城市下長飯町789番地   |
| 理事 | 内村 充  | 都城市下長飯町1753番地  |
| 理事 | 安楽 正見 | 都城市下長飯町720番地   |
| 理事 | 吉川 隆司 | 都城市早鈴町1925番地2  |
| 監事 | 相葉 一夫 | 都城市下長飯町785番地1  |
| 監事 | 久保 勝徳 | 都城市下長飯町1787番地  |

## 入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成29年6月22日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 借入物品及び数量 宮崎県警察総合指揮室映像システム一式
- (2) 借入物品の特質等 仕様書による
- (3) 契約期間 平成29年12月1日から平成34年11月30日まで
- (4) 納入場所 仕様書による
- (5) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とし、賃貸借料(保守料を含む。)の一月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に100分の8に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約(以下「本件契約」という。)は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年宮崎県条例第81号)第2条第1項第1号の規定による契約であり、県は、上記1の(3)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
- ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合
- イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

## 3 競争入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱(昭和46年宮崎県告示第93号)に基づき競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。ただし、同要綱に基づく指名停止期間の決定を受けている者でないこと。
- (2) 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
- (3) 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置、設定できると認められる者であること。
- (4) 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。
- (5) 納入する物品を第三者をして貸付けしようとする者においては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること、又は(2)~(4)を履行できる者と共同して当該物品を貸し付けることが可能であることを証明した者であること。
- (6) 経営者等(法人にあっては役員又は支社、支店若しくは営業

所の代表者、個人にあってはその者又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。)が、暴力団関係者(暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。)である者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し、若しくは利用している者でないこと。

- (7) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て(以下これらを「申立て」という。)がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とする。

## 4 入札参加者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、入札参加届を平成29年7月31日(月)午後5時までに下記12の場所に提出(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)しなければならない。

また、当該書類を郵送(郵便にあっては、書留郵便に限る。)で提出する場合は、平成29年7月31日(月)午後5時までに必着とする。ただし、参加申請後、入札に参加しないこととした場合は、理由を記載した辞退届を書類で入札の前日までに提出(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)すること。

なお、納入しようとする機器構成が仕様書に示した機能を有しているか、要求所属の宮崎県警察本部刑事部捜査第一課に確認をして承認を得ること。承認の方法については、要求所属の担当者が容易に仕様書との比較ができる資料をあらかじめ用意し、担当者の合否の判定及び押印を求め、入札参加届に添えて提出すること。なお、承認申請については、平成29年7月25日(火)までに行うこと。

## 5 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係
- (2) 期間 平成29年6月22日(木)から平成29年8月1日(火)まで
- (土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

## 6 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係
- (2) 期間 平成29年6月22日(木)から平成29年7月25日(火)まで
- (土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

## 7 入札説明会の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県警察本部1階102号会議室
- (2) 日時 平成29年7月11日(火)午後2時00分
- (入札に参加する者全てに、説明会の参加を義務付けるものではない。)

## 8 入札及び開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県警察本部1階102号会議室
- (2) 日時 平成29年8月2日(水)午前11時00分
- (3) 提出方法 上記日時に持参により提出すること。送付その他の手段による提出は受け付けない。

- 9 入札保証金  
宮崎県財務規則第 100条の規定による。
- 10 入札の無効に関する事項  
宮崎県財務規則第 125条に規定する入札は、無効とする。
- 11 落札者の決定の方法  
予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- 12 契約に関する事務を担当する部局  
宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭 1 丁目 8 番28号  
郵便番号 880-8509 電話番号0985 (31) 0110
- 13 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 14 その他
- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関 (WTO) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 15 Summary
- (1) Nature and quantity of the product to be purchased:  
Miyazaki Prefectural Police Imaging System (Lease of the equipments such as Servers, Image Display Units, etc.) in stalling at the Comprehensive Command Room
- (2) Time limit for tender 5:00 p.m. 31 July, 2017
- (3) Contact point for the notice: Finance Division, Miyazaki Prefectural Police Headquarters, 1-8-28 Asahi, Miyazaki City, Miyazaki Pref. 880-8509 Japan. TEL: 0985-31-0110

## 公安委員会公告

### 宮崎県公安委員会公告第18号

警備業法（昭和47年法律第 117号）第23条に規定する、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、次のとおり実施する。

平成29年 6 月22日

宮崎県公安委員会委員長 藤 田 紀 子

#### 1 検定の種別、級及び検定実施日時

| 種 別    | 級   | 実 施 日 時                                 |
|--------|-----|---|
| 交通誘導警備 | 1 級 | 平成29年 9 月27日 (水) 午前 9 時30分から午後 5 時頃までの間 |

※ 当日の受付は、午前 9 時から午前 9 時30分までに済ませること。

#### 2 実施場所

宮崎市清武町今泉丙2559番地 1  
宮崎県建設技術センター

#### 3 定員

15人（受付先着順とする。）

#### 4 受検資格

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員で、次のいずれかに該当するもの

- (1) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規

則第20号。以下「検定規則」という。）第 8 条第 1 号に該当する者

- (2) 検定規則第 8 条第 2 号に該当する者として、都道府県公安委員会から交通誘導警備業務に係る 1 級検定受検資格認定書の交付を受けているもの

#### 5 検定申請手続

##### (1) 受付期間、時間

平成29年 7 月31日 (月) から 8 月10日 (木) まで (土曜日及び日曜日を除く。) の午前 9 時から午後 5 時まで

##### (2) 検定申請書等提出先

申請者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署とする。(郵送による提出は認めない。)

##### (3) 提出書類

ア 検定申請書 1 通

イ 住所を疎明する書面 (宮崎県内に住所を有する者に限る。)

ウ 当該営業所に属していることを疎明する書面 (宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。)

エ 写真 2 枚 (申請前 6 月以内に撮影した縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)

オ 交通誘導 2 級検定合格証明書の写し及び交通誘導 2 級検定合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が 1 年以上であることを証する書面 (検定規則第 8 条第 1 号に規定する者に限る。)

カ 1 級検定受検資格認定書 (検定規則第 8 条第 2 号に規定する者に限る。)

キ 代理人が提出する場合は、申請者の委任状

#### 6 手数料

検定申請書を提出する際、14,000円相当額の宮崎県収入証紙により納付すること。

納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合にも返還しない。

#### 7 検定の方法

学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。

また、実技試験においても、試験途中に合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。

##### (1) 学科試験の内容

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 車両等の誘導に関すること。

エ 交通誘導警備業務の管理に関すること。

オ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

##### (2) 実技試験の内容

ア 車両等の誘導に関すること。

イ 交通誘導警備業務の管理に関すること。

ウ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

8 その他

- (1) 受検票は、当日検定会場で交付する。
- (2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴及びひも付き警笛を持参すること。雨天時は雨合羽等も持参すること。
- (3) この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定に関する目的以外には使用しない。
- (4) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備係（代表電話0985-31-0110）に行うこと。

**選挙管理委員会告示**

**宮崎県選挙管理委員会告示第30号**

政治資金規正法（昭和23年法律第 194号）第 6 条第 1 項の規定により、その他の政治団体から提出された設立の届出について、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき告示した平成27年宮崎県選挙管理委員会告示第55号の一部を次のとおり訂正する。

平成29年 6 月22日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉 瀬 和 明

1 設立届中

「○その他の政治団体

（イ）国会議員関係政治団体以外の政治団体」

を

「○その他の政治団体

（ア）法第19条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号に係る国会議員関係政治団体

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名  | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地         | 公職の種類<br>(第 1 号) | 公職の候補者の<br>氏名及び公職の<br>種類 (第 2 号) | 届出年月日         |
|---------|---------|----------|--------------------|------------------|----------------------------------|---------------|
| ひむか向洋会  | 讀谷山 洋 司 | 泰 田 久 史  | 延岡市柚の木田町<br>1307番地 | 参議院議員            | 読谷山洋司、<br>参議院議員                  | 平成27年 9 月 8 日 |

（イ）国会議員関係政治団体以外の政治団体」

に改め、

「

|                 |         |         |                         |               |
|-----------------|---------|---------|-------------------------|---------------|
| 宮崎県鍼灸マッサージ師政治連盟 | 川 越 敦 彦 | 佐 藤 暢 一 | 宮崎市松橋 1 丁目 7 番 7 号 203号 | 平成27年 7 月22日  |
| ひむか向洋会          | 讀谷山 洋 司 | 泰 田 久 史 | 延岡市柚の木田町1307番地          | 平成27年 9 月 8 日 |

を

「

|                 |         |         |                         |              |
|-----------------|---------|---------|-------------------------|--------------|
| 宮崎県鍼灸マッサージ師政治連盟 | 川 越 敦 彦 | 佐 藤 暢 一 | 宮崎市松橋 1 丁目 7 番 7 号 203号 | 平成27年 7 月22日 |
|-----------------|---------|---------|-------------------------|--------------|

に改める。

# 雑 報

## 宮 崎 県 市 町 村 職 員 共 済 組 合 公 告

宮崎県市町村職員共済組合法第5条の規定に基づき、平成28年度決算の要旨を公告する。  
平成29年6月22日

宮崎県市町村職員共済組合  
理事長 日 高 光 浩

### 損益計算書の要旨

(単位：千円)

| 経 理 区 分               | 短期        | 厚生年金<br>保 険 | 退職等<br>年 金 | 経過の<br>長 期 | 経過の長期<br>預託金管理 | 業務      | 保健      | 宿泊      | 貯金      | 貸付     | 物資     | 財形     |
|-----------------------|-----------|-------------|------------|------------|----------------|---------|---------|---------|---------|--------|--------|--------|
| 収                     | 負担金       | 3,466,951   | 8,626,161  | 470,708    | 117,548        |         | 119,742 | 190,647 |         |        |        |        |
|                       | 掛金等       | 3,455,873   | 5,477,330  | 470,677    |                |         |         | 187,472 |         |        |        |        |
|                       | 施設収入・商品売上 |             |            |            |                |         |         |         | 123,123 |        |        |        |
|                       | 連合会交付金等   | 346,039     |            |            |                | 59,670  | 961     |         |         | 262    |        |        |
|                       | 利息及び配当金   | 6           |            |            |                |         | 110     | 144     | 19      | 85,349 | 1      | 1      |
|                       | その他の収入    | 5,009       |            |            |                |         | 11      |         | 16,523  | 17,717 | 48,323 | 54,004 |
|                       | 他経理から繰入   |             |            |            |                |         | 22,203  |         | 41,392  |        |        |        |
| 前年度支払準備金              | 501,411   |             |            |            |                |         |         |         |         |        |        |        |
| 計                     | 7,775,289 | 14,103,491  | 941,385    | 117,548    | 47,839         | 201,736 | 379,224 | 181,057 | 103,066 | 48,586 | 54,005 | 1      |
| 支                     | 給付        | 3,167,658   |            |            |                |         |         |         |         |        |        |        |
|                       | 役職員給与     |             |            |            |                | 84,413  | 38,378  |         | 7,369   | 1,229  | 15,942 |        |
|                       | 旅費・事務費    |             |            |            |                | 9,186   | 7,703   | 639     | 972     | 156    | 2,655  |        |
|                       | 商品仕入      |             |            |            |                |         |         | 2,259   |         |        |        |        |
|                       | 委託費       |             |            |            |                | 1,635   | 1,811   | 76,617  | 25      | 25     | 417    |        |
|                       | 支払利息      |             |            |            |                |         | 47,839  |         | 27,330  | 42,461 | 1,192  |        |
|                       | 連合会払込金等   | 383,664     |            |            |                | 8,019   | 2,737   |         |         | 2,311  |        |        |
|                       | 前期高齢者納付金  | 1,584,156   |            |            |                |         |         |         |         |        |        |        |
|                       | 後期高齢者支援金  | 1,237,244   |            |            |                |         |         |         |         |        |        |        |
|                       | 負担金等払込金   |             | 14,103,491 | 941,385    | 117,548        | 53,188  |         |         |         |        |        |        |
| 他経理へ繰入                | 22,203    |             |            |            |                |         | 41,392  |         |         |        |        |        |
| その他の支出                | 644,962   |             |            |            |                | 30,305  | 215,301 | 91,191  | 3,986   | 421    | 8,948  |        |
| 次年度支払準備金              | 500,956   |             |            |            |                |         |         |         |         |        |        |        |
| 計                     | 7,540,843 | 14,103,491  | 941,385    | 117,548    | 47,839         | 186,746 | 307,322 | 170,706 | 39,682  | 46,603 | 29,154 | 0      |
| 差引当期利益金又は<br>当期損失金(△) | 234,446   | 0           | 0          | 0          | 0              | 14,990  | 71,902  | 10,351  | 63,384  | 1,983  | 24,851 | 1      |

### 貸借対照表の要旨

(単位：千円)

| 経 理 区 分  | 短期       | 厚生年金<br>保 険 | 退職等<br>年 金 | 経過の<br>長 期 | 経過の長期<br>預託金管理 | 業務        | 保健      | 宿泊        | 貯金        | 貸付        | 物資        | 財形      |
|----------|----------|-------------|------------|------------|----------------|-----------|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|---------|
| 資 産      | 流動資産     | 539,611     | 850,749    | 59,586     | 752            | 106,015   | 265,706 | 470,833   | 121,849   | 938,803   | 62,680    | 457,081 |
|          | 固定資産     |             |            |            |                | 2,483,773 | 1,482   | 154       | 1,079,549 | 6,809,309 | 1,645,355 | 173     |
|          | 繰延資産     |             |            |            |                |           | 400     | 1,377     |           |           |           | 80      |
| 資産合計     | 539,611  | 850,749     | 59,586     | 752        | 2,589,788      | 267,588   | 472,364 | 1,201,398 | 7,748,112 | 1,708,035 | 457,334   | 165     |
| 負 債      | 流動負債     | 18,060      | 850,749    | 59,586     | 752            |           | 1,396   | 9,563     | 14,694    | 7,310,728 |           | 59,834  |
|          | 固定負債     | 500,956     |            |            |                | 2,589,788 | 97,150  | 46,619    | 15,819    | 16,999    | 1,654,329 | 24,464  |
|          | 負債合計     | 519,016     | 850,749    | 59,586     | 752            | 2,589,788 | 98,546  | 56,182    | 30,513    | 7,327,727 | 1,654,329 | 84,298  |
| 純 資 産    | 利益剰余金    | 51,251      |            |            |                | 169,042   | 416,182 | 1,170,885 | 420,385   | 53,706    | 373,036   | 165     |
| 欠損金(△)   | △ 30,656 |             |            |            |                |           |         |           |           |           |           |         |
| 純資産合計    | 20,595   | 0           | 0          | 0          | 0              | 169,042   | 416,182 | 1,170,885 | 420,385   | 53,706    | 373,036   | 165     |
| 負債・純資産合計 | 539,611  | 850,749     | 59,586     | 752        | 2,589,788      | 267,588   | 472,364 | 1,201,398 | 7,748,112 | 1,708,035 | 457,334   | 165     |

|  |  |
|--|--|
|  |  |
|--|--|